

選挙運動用ポスター作成証明書

令和6年4月21日執行の大東市 選挙において、次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和6年 月 日

候補者氏名

記

ポスター 作成業者	住所（所在地）	
	氏名又は名称	
	法人にあっては代表者の氏名	
作成枚数		枚
作成金額		円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数		224箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が大東市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、大東市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。

(1)枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2)限度額（単価×確認された作成枚数）

541円31銭×（ポスター掲示場数）+316,250円

単価 = $\frac{541円31銭 \times (\text{ポスター掲示場数}) + 316,250円}{\text{ポスター掲示場数}}$

ポスター掲示場数

（1円未満の端数は切上げ）

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額